

第 4 期愛知県医療費適正化計画（原案）の概要

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化、経済の低成長等医療を取り巻く様々な環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進を図り、もって将来的な医療費の伸びの抑制を図る。

2 計画の位置付け

《高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条第 1 項に基づく法定計画》

次期愛知県地域保健医療計画（令和 6 年 3 月策定予定）、第 9 期愛知県高齢者福祉保健医療計画（令和 6 年 3 月策定予定）、次期健康日本 21 あいち新計画（令和 6 年 3 月策定予定）、次期愛知県国民健康保険運営方針（令和 6 年 3 月策定予定）と調和を図り一体となって取組を推進する。

3 計画期間

令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間

第 2 章 現状と課題

1 医療費の動向

令和 2（2020）年度	
国民医療費総額（愛知県）	1 人当たり医療費
2 兆 3, 5 2 4 億円	3 1 万 1, 9 0 0 円
平成 29（2017）年度からの 増加率 2.1% / 全国△0.2%	全国 4 1 位（注）

令和 3（2021）年度	
後期高齢者医療費総額（愛知県）	1 人当たり医療費
9, 3 9 0 億円	9 4 万 7, 4 5 5 円
平成 29（2017）年度からの 増加率 11.2% / 全国 6.6%	全国 2 1 位（注）

（注）高額からの順位

- 後期高齢者人口（75 歳以上）は、全国で令和 12（2030）年には約 2, 288 万人に増加すると推計され、今後、75 歳以上人口の増加に伴い後期高齢者医療費が国民医療費に占める割合がさらに増加していくと予想される。
- 高齢者人口が増えていく中、循環器系疾患（高血圧性疾患・脳血管疾患等）等生活習慣病の受療率・医療費は加齢に伴い増加する見込みである。

2 生活習慣病の予防

現 状	1 特定健康診査実施率は令和 3（2021）年度で 59.2%（全国 56.2%）、特定保健指導実施率は同 27.7%（全国 24.7%）
	2 特定健康診査受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合は令和 3（2021）年度で 28.6%（全国 29.1%）と約 3 割の方が該当

課 題	生活習慣を改善し、生活習慣病の発症・重症化を予防することが必要
	①特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上
	②メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少
	③喫煙率の低下
	④糖尿病の重症化予防

＜特定健康診査実施率等の推移（愛知県・下段（）は全国値）＞

	令和元年 （2019 年）	令和 2 年 （2020 年）	令和 3 年 （2021 年）
特定健康診査実施率	57.2% （55.3%）	56.0% （53.1%）	59.2% （56.2%）
特定保健指導実施率	25.8% （23.2%）	24.7% （23.0%）	27.7% （24.7%）
メタボリックシンドローム 該当者及び予備群の減少率 （対平成 20 年度比）	17.2% （13.4%）	13.6% （10.8%）	16.4% （13.7%）

3 その他

現 状	<p>1 後発医薬品割合（数量ベース）は令和 4（2022）年度 84.7%（全 国 83.7%）</p> <p>2 医薬品の 9 剤以上の薬剤投与患者数は、約 28.9 万人（65 歳以 上患者の約 20.4%）、複数医療機関からの重複投薬は全患者数 の約 2.9%（令和元（2019）年 10 月データ）</p>
----------------	--

課 題	<p>① 更なる後発医薬品の普及へ理解向上に関する意識啓発等が 必要</p> <p>② 医薬品の適正使用の推進が必要</p>
----------------	--

第 3 章 目 標

（主な目標）

項 目		現 状	目 標 (令和 11(2029)年度)
県 民 の 健 康 保 持 の 推 進	特定健康診査の実施率	令和 3（2021）年度 59.2%	70%以上
	特定保健指導の実施率	令和 3（2021）年度 27.7%	45%以上
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（対平成 20 年度比）	令和 3（2021）年度 16.4%	25%以上
	成人喫煙率	令和 4（2022）年度 男性 24.5% 女性 5.8%	男性 19.6%以下 女性 4.4%以下
	糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数（人口 10 万人当たり）	令和 3（2021）年度 11.6 人	11.1 人以下
医 療 の 効 率 的 な 提 供 の 推 進	後発医薬品割合（金額ベース）	— ※今後、国から示される予定	—
	バイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数（数量ベース）割合	令和 3（2021）年度 12.5%	60%以上

第 4 章 本県が取り組む施策

《県民の健康の保持の推進》

- ・ 特定健康診査・保健指導に関する普及啓発
- ・ 特定健康診査等の実施率向上に向けた取組の支援
- ・ 特定健康診査・特定保健指導に携わる人材の育成
- ・ 特定健康診査等データの分析、活用の推進
- ・ 保険者協議会の枠組みを活用した取組の推進 等

《医療の効率的な提供の推進》

- ・ 医療機能の分化・連携の推進
- ・ 後発医薬品及びバイオ後続品の適正使用の推進
- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 介護サービス等提供体制の整備
- ・ 意識啓発を通じた適正な受診の促進 等

第 5 章 計画期間における医療に要する費用の見込み

《国の医療費推計ツールにより算定》

令和 11(2029)年度医療費（推計）： 適正化前	2兆8,920億円程度
適正化効果	△246億円程度
令和 11(2029)年度医療費（推計）： 適正化後	2兆8,674億円程度

第 6 章 計画の達成状況の評価 ・ 第 7 章 計画の推進

《進捗状況・実績評価》

- ・ 令和 7（2025）年度から令和 10（2028）年度に進捗状況評価を実施
- ・ 令和 11（2029）年度に進捗状況の調査及び分析
- ・ 令和 12（2030）年度に実績評価を実施

《計画の推進》

- ・ 計画の推進にあたっては、保険者・医療機関その他の関係者と連携・協力を図る